

景観地区及び準景観地区内の工作物の形態意匠等の制限

地区名		歴史景観地区	風土景観地区	一般景観地区																						
形態意匠の制限	外観	工作物の外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感のものにすること。 よう壁は、自然石積又は緑化等により文化的景観と調和する修景とすること。 道路等の公衆の視点場からみて、圧迫感や威圧感を緩和するような形態意匠とすること。																								
	照明等	屋外照明等は、下方を照らすことを基本とすること。 投光器等の天空への光束を抑制すること。																								
	色彩	外壁の色彩は、以下の基準（マンセル表色系）とする。ただし、着色していない木材、コンクリート、ガラス等の材料によって仕上げられる部分は、以下の基準の限りでない。また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分は、以下の基準の限りでない。		外壁の色彩は、以下の基準（マンセル表色系）とする。ただし、着色していない木材、コンクリート、ガラス等の材料によって仕上げられる部分は、以下の基準の限りでない。また、見付面積の1/5未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分は、以下の基準の限りでない。																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td> <td>9未満</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR ~ 10Y</td> <td>9以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>9未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>6以上</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>6未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	0.1R ~ 10R	9未満	2以下	5YR ~ 10Y	9以上	2以下	9未満	3以下	上記以外	6以上	0.5以下	6未満	1以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR ~ 10Y</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0.5以下</td> </tr> </tbody> </table>		色相	彩度	0.1YR ~ 10Y	3以下	上記以外
	色相	明度	彩度																							
	0.1R ~ 10R	9未満	2以下																							
	5YR ~ 10Y	9以上	2以下																							
9未満		3以下																								
上記以外	6以上	0.5以下																								
	6未満	1以下																								
色相	彩度																									
0.1YR ~ 10Y	3以下																									
上記以外	0.5以下																									
販売機	野立ての自動販売機は設置しないこと。 色彩は、設置する建物と同色又は調和する色彩とすること。 複数並べて配置する場合は、色彩は同じものを採用すること。 過度に明るい内蔵光源を避けること。																									
外構	ブロック塀は避けること。ただし、やむを得ない場合は、高さ1.5m以下とすること。 アルミフェンスは、低彩度色（彩度1以下）を用いること。																									
	生垣や木塀を基本とすること。		-																							
高さの最高限度	10m以下とすること。	13m以下とすること。	15m以下とすること。																							
	電柱、工業施設等で、機能的な理由等によりやむを得ず上記基準以上の高さが必要なものは、その限りでない。																									
壁面後退区域の制限	歴史的な地形を尊重すること。 隣地相互の空間を確保すること。 設置位置は、前面道路から1m以上後退すること。ただし、垣（生垣を含む。）さく、塀、よう壁その他これらに類するものは、この限りではない。 重要な眺望地点から見て、突出した印象を与えないような位置を選ぶこと。ただし、やむを得ない場合は、目立たないように修景すること。																									